

岩手県告示第263号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸北沿岸宮古海岸磯鶏地区海岸（神林地先海岸）に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

令和2年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也